

令和7年（2025年）9月2日

東海市議会議長

北川明夫様

ハラスメント防止対策特別委員会

委員長 早川康司

ハラスメント防止対策特別委員会 調査研究報告書

目次

1	設置の経過	- 3 -
(1)	議会運営委員会での協議	- 3 -
(2)	ハラスメント防止対策特別委員会の設置	- 3 -
(3)	正副委員長の互選	- 3 -
2	調査研究事項	- 3 -
(1)	議会におけるハラスメント行為を防止するための対策について	- 3 -
3	調査研究結果	- 4 -
(1)	ハラスメントに関する知識習得のための取組について	- 4 -
(2)	ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について	- 4 -
(3)	ハラスメント事案発生後の対応について	- 5 -
(4)	ハラスメント再発防止策について	- 7 -
4	委員会の開催状況と主な協議内容について	- 9 -
5	おわりに	- 10 -
(参考資料)		
・	委員構成	- 11 -
・	東海市議会基本条例（改正案）	- 12 -
・	東海市議会議員政治倫理要綱（改正案）	- 13 -
・	東海市議会ハラスメント防止対策指針（案）	- 15 -

1 設置の経過

(1) 議会運営委員会での協議

令和5年度に開催された東海市議会議員政治倫理委員会において、議員から市職員に対し、ハラスメント行為を行ったことが明らかになった。同政治倫理委員会から、議員の市職員に対するハラスメント行為を防止するための条例等の制定に向けた検討を行うことが再発防止策として答申されており、議長から特別委員会を設置し、調査研究を行うことが提案された。議会におけるハラスメント行為を防止するための対策について広く調査研究を行い、本市議会としてハラスメント防止に係る対策を的確に講じるため、特別委員会による調査研究が必要であるとの判断により、令和6年5月28日の議会運営委員会でハラスメント防止対策特別委員会の設置が決定された。

(2) ハラスメント防止対策特別委員会の設置

議会運営委員会での決定を受け、令和6年6月28日（令和6年第2回東海市議会定例会）の本会議でハラスメント防止対策特別委員会（以下、「委員会」という。）の設置が全会一致で可決され、8名の委員が議長の指名により、選任された。

なお、指名された委員及び委員の任期は次のとおりである。

ア 指名された委員（議長の指名順に記載）

早川康司議員、中村義幸議員、秋葉みどり議員、成田佳勉議員、
佐藤友昭議員、工藤政明議員、蓑手純一議員、坂ゆかり議員

イ 委員の任期

調査研究が終了するまで

(3) 正副委員長の互選

委員会の設置と同日に開催された委員会において、委員長に早川康司委員、副委員長に蓑手純一委員が互選により選出された。なお、委員構成については、11ページを参照のこと。

2 調査研究事項

(1) 議会におけるハラスメント行為を防止するための対策について

3 調査研究結果

(1) ハラスメントに関する知識習得のための取組について

ア 研修の受講、勉強会の実施

㍑ 研修の受講

毎年度開催されている議員研修会において、2年間の委員任期の1年目にハラスメント防止対策研修を行う。また、必要に応じて、政務活動費を活用し、eラーニングを含め、ハラスメントに関する研修受講を推奨する。

㍑ 勉強会の実施

適宜、会派代表者会議等で、どのような行為がハラスメントに該当し、問題となっているか全国のハラスメント事案等から学ぶ機会を設ける。

※ 毎年1回は対面による研修会又は勉強会が開催できるよう努めるものとする。

イ 関係図書の精読等

㍑ 議会図書室におけるハラスメント関係図書の充実

ハラスメント防止に寄与する関係図書を積極的に配置し、ハラスメント関係の図書コーナーを作る他、貸出可能期間を通常の10日間から1か月間に延長し、精読を促す。

㍑ 全国のハラスメント事例を議員間で共有

1年に2回程度、議会事務局において収集した全国のハラスメント事案について、参考となる事例を抽出し、グループウェア等で共有する。

(2) ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について

ア 執行部からの情報提供（議員・職員間のハラスメント把握）

現在、幹部会を通じて、議員からの働きかけによって日常業務に支障を来たすような事例の有無について連絡票等により報告を受けているが、今後は年に2回、議長から市長あてに正式な依頼文を発出し、回答を得る方法により実施するもの。

得られた回答については、これまでと同様、正副議長において対応することとするが、当事者以外の議員もハラスメント予防の意識啓発に努められるよう必要に応じて全議員に周知する。

また、速やかな対応が必要となる重大事案の発生等、緊急時には執行部からの申し入れを随時受け付けるもの。

イ 議会に対する電話、メール等による情報提供（議員間及び議員・市民間のハラスメント把握）

市議会ホームページ内に、議員に関するハラスメント等の情報提供用の電話番号、メールアドレス（議会事務局の直通電話番号及びメールアドレス）を掲載する。

ウ 相談窓口の設置（議員が関わる全てのハラスメント把握）

議会内部又は外部にハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント被害及び目撃等についての相談を受け付ける。

(3) ハラスメント事案発生後の対応について

【共通事項】

ア ハラスメント事案への対応責任者及び副責任者

対応責任者を議長、副責任者を副議長とする。なお、議長がハラスメント当事者となる場合は副議長が責任者の役割を担う。

イ 初期の事実確認方法

(ア) 執行部からの情報提供（議員・職員間のハラスメント把握）

(イ) 議会に対する電話、メール等による情報提供（議員間及び議員・市民間のハラスメント把握）

(ウ) 相談窓口の設置（議員が関わる全てのハラスメント把握）

【間接的な介入】

ア ハラスメント被害の申立人から被申立人に対する意思表示への助言等

初期の事実確認内容に基づき、議長又は議長から指名を受けた者が、申立人に対し助言等を行う。必要に応じて、助言等を行う前に外部有識者（社会保険労務士、弁護士等）から事案の評価・分析内容を聞き取るほか、申立人が希望する場合には外部有識者から直接、申立人に対し助言等を行う。

(理由)

申立人が望む場合であっても、被申立人に否定的な意思表示を行うことによるハラスメント行為のエスカレート等、逆効果となるリスクを正確に評価する必要があるため。

【直接的な介入】

ア 当事者からの聞き取り等による事実確認

事案を客観的に認識するための具体的事実を確認することを目的として、外部有識者（社会保険労務士、弁護士等）からの助言を受け、議長又は議長から指名を受けた者が当事者双方から聞き取り等を行う。なお、必要に応じて、外部有識者が直接、聞き取り等を行うこと及び議長等の行う聞き取り等に同席することもハラスメント対応責任者の判断で可能とする。この聞き取り等は、ハラスメント行為認定のために行うものではないため、第三者からの聞き取り、証拠の調査等は行わない。

イ ハラスメント事案深刻化を防止するための対応（注意、警告等）

双方からの聞き取り等による事実確認を経て、一定の加害行為があると確認された場合には、議長（ハラスメント対応責任者）から加害者に対して注意、警告を発する。なお、注意、警告について、口頭によるか文書によるかは、ハラスメント対応責任者が判断する。また、注意、警告を発することに併せ、今後の更なる加害行為の抑止のため、可能な限り当事者間の接点の減少を図るものとする。

職員が加害者、議員が被害者となる場合には、市長に対し適切な対応を別途要請する。

刑法上の構成要件に該当する犯罪事実の存在が強く疑われる場合には、被害者に対し警察への被害届の提出を促す等、司法の介入による解決を考慮する。

ウ ハラスメント事案の解決のための被害救済措置

ハラスメント被害者の救済を図り、加害者に対し適切な措置を講じるため、ハラスメント類型（加害者・被害者）ごとに対応する。議員が加害者となる3類型（議員間、議員から職員、議員から市民）についてのハラスメント調査及び措置を担う協議体として、政治倫理委員会を活用する。ハラスメント認定にあたり、必要に応じて外部有識者の出席又は意見書の提出を受け、審査又は調査する。（政治倫理要綱の改正が必要）

職員から議員に対するハラスメント事案の場合については、議会が他組織内の職員に対し、直接的な措置を講じることは困難であることから、議長から市長に調査・措置等の実施を要請する。被害を受けた議員は、必要に応じて執行部における調査に協力する。なお、例外として、市長がハラスメント事案の被申立人となる場合には、調査・措置等の要請は行わず、100条調査特別委員

会の設置を検討する。

市民から議員に対するハラスメント事案の場合には、議長又は議長から指名を受けた者が、被害を受けた議員及び加害者である市民から聞き取り等の調査を行い、議会として対応（注意、警告等）する。また、被害を受けた議員は、警察への相談を検討する。

（理由）

当事者の関係性により、議会において直接調査できない場合も想定され、ハラスメント類型（加害者・被害者）ごとに対応を分けておく必要がある。なお、議会において協議する場を設置することができる場合でも、協議体の性質により、構成員、調査方法及び取りうる措置等も異なることから、適切な協議体の選択が重要となる。

エ 対応終了後の当事者のプライバシー等に配慮した外部公表

議員が関与するハラスメント事案は、社会的な関心を集めることが一般的であり、一定のガイドラインを策定したうえで、プライバシーに配慮した対応結果等を公表する。

（4）ハラスメント再発防止策について

ア ハラスメント対応のルール化について

（ア）東海市議会基本条例の改正

本市議会の最高規範である東海市議会基本条例に、議員の政治倫理に関する規定（第21条）があることから、その条文にハラスメントに関する規定を追加し、議員の政治倫理の中にハラスメント行為の禁止を位置付けることで全議員に対する啓発及び対外的な周知を図る。

（イ）東海市議会議員政治倫理要綱の改正

本委員会においてハラスメント事案に関する調査及び措置の決定について、政治倫理委員会により行うとしたことから、条例、規程及び要綱を新たに制定せず、東海市議会議員政治倫理要綱にハラスメントに関する規定を追加し、ハラスメントを政治倫理の観点から体系的に整理する。

（理由）

法形式として、より上位の方法によるのであれば条例を選択することとなるが、改正についても議会の議決が必要となり、柔軟性に欠ける点が指

摘されることから、具体性をもった規定を備えるのは規程、要綱、指針（マニュアル）いずれかの形式によりルール化することが望ましい。

本委員会で、政治倫理委員会を事実確認及び措置を決定する会議体と決定したことから、すでに制定されている東海市議会議員政治倫理要綱を改正し、ハラスメントに関する規定を追加することが適切であるとする。

(ウ) 東海市議会ハラスメント防止対策指針の制定

東海市議会議員政治倫理要綱のハラスメント防止規定に準じた、具体的なハラスメント防止対策の取組内容等について規定した指針を新規制定する。

(理由)

ハラスメントの定義、対象範囲や本市議会内でのハラスメントに関する知識習得のための取組等について、実務的な行動指針を示す意味でハラスメント防止対策指針を定め具体的なルール化を図る。

イ 相談窓口の在り方について

議会内部（議会事務局）に相談窓口を設け、申立人の意向又はハラスメント対応責任者の判断により、外部有識者に意見聴取する等の対応を行う。なお、外部有識者は弁護士資格を持つ者とし、顧問契約を締結した特定の弁護士とする。

(理由)

相談窓口を議会外部に設け顧問弁護士等に依頼する場合、法的視点を持って申立人の申立内容を評価することが期待できる反面、議会の内部事情が分からないため、申立人の申立内容を客観的に理解することができない可能性がある。相談窓口を議会内部に設置する場合でも議長が直接の窓口又は特定の議員が窓口となることは、同じ議員という立場で所属会派もあり、申立人が相談しにくい状況となることも想定し、中立的な立場で相談を受けられる議会事務局に相談窓口を設ける。

ウ 継続的なハラスメント対策の実施体制の整備

ハラスメント防止対策プロジェクトチームを、議会運営委員会内に設置し、継続的にハラスメント対策等について協議するとともに、ハラスメント研修及び勉強会の企画・運営を行う。

(理由)

ハラスメント対策等について、継続的に協議を行い、研修及び勉強会の企画・運営を行うには、柔軟性と機動性が求められることから、本市議会において設置事例が多くあるプロジェクトチームとして設置し、ハラスメント対策が議会運営に関係してくることも多くあるため、全会派から委員を選出している議会運営委員会委員によるプロジェクトチームとする。

4 委員会の開催状況と主な協議内容について

No	期 日	主な協議内容
1	令和6年6月28日	(1) 正副委員長の互選
2	7月22日	(1) 委員会の進め方について (2) 調査研究日程について (3) その他 ア 市議会におけるハラスメント防止研修動画視聴
3	8月22日	(1) ハラスメントに関する知識習得のための取組について (2) 先進地行政視察について
4	10月8日	(1) ハラスメントに関する知識習得のための取組について (2) ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について (3) 先進地行政視察について
5	11月7日	(1) ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について (2) 先進地行政視察について
6	令和7年1月9日	(1) ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について (2) ハラスメント事案発生後の対応について (3) 先進地行政視察について
	1月30日～31日	先進地行政視察（大阪府大阪市会、兵庫県芦屋市議会）
7	2月6日	(1) ハラスメント事案発生後の対応について (2) 先進地行政視察の結果について
8	4月22日	(1) ハラスメント事案発生後の対応について (2) ハラスメント再発防止策について
9	5月15日	(1) ハラスメント再発防止策について
10	7月14日	(1) ハラスメント再発防止策について
11	8月7日	(1) ハラスメント関係規定の新設等について (2) 特別委員会報告書について (3) 調査研究結果の公表について
12	8月18日	(1) 特別委員会報告書について (2) 調査研究結果の公表について

5 おわりに

(委員長所見)

今回の特別委員会設置は、令和5年度の東海市議会議員政治倫理委員会で調査されたハラスメント事案に端を発するものでありましたが、ハラスメントの問題は、現代社会に残る不健全な慣習等に対する問題意識の顕在化であり、人権尊重の精神を見つめ直した結果に起因するものであると考えています。従いまして、市議会だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組んでいかなければならないことでもあります。

今回の特別委員会では議会におけるハラスメント防止対策として8名の委員が誠心誠意ハラスメントという問題に向き合い、議論を尽くし、本市議会におけるハラスメント防止対策をまとめました。本特別委員会の調査研究結果は、議員の政治倫理を規定した本市議会の最高規範である議会基本条例第21条に「ハラスメント行為の禁止」を明確に規定するとともに、東海市議会議員政治倫理要綱を改正、さらには新たに東海市議会ハラスメント防止対策指針を制定することを提言し、将来に向かい議会におけるハラスメントの根絶を宣言するものです。

ハラスメント根絶は一朝一夕に成し得るものではありませんが、本市議会内でのハラスメント対策を契機として、全議員が市内外に向けてハラスメントの防止、そして根絶を訴えていく姿勢を持ち続け、議員活動に邁進していくことを期待するものであります。

委 員 構 成

	氏 名
委 員 長	早 川 康 司
副委員長	蓑 手 純 一
委 員	中 村 義 幸
〃	秋 葉 みどり
〃	成 田 佳 勉
〃	佐 藤 友 昭
〃	工 藤 政 明
〃	坂 ゆかり

東海市議会基本条例（改正案）

第7章 議員の政治倫理

第21条 議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。

2 議員は、いかなる場合であってもハラスメント行為を行ってはならない。

3 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところとする。

東海市議会議員政治倫理要綱（改正案）

第1条（目的）

第2条（遵守事項）

議員は、次に定める事項を遵守する。

第1号 地方自治の本旨にのっとり、議員本来の責務を全うすること。

第2号 市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、いやしくも市の名誉と品位を傷つけるような行為をしないこと。

第3号 市が行う許可、認可、命令、請負等に関し、特定の企業及び団体等のため有利な取り計らいをしないこと。

第4号 公平かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培うこと。

第5号 パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント及び嫌がらせ、強制等の圧力をかける行為、虚偽、風評等を含んだ発言等による他人の名誉を棄損する行為等の人権侵害のおそれのある行為（以下「ハラスメント行為」という。）をしないこと。

第6号 政治倫理に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすること。

第3条（兼業の禁止）

第4条（団体等の役職就任の禁止）

第5条（団体等の役職就任報告書の提出義務）

第6条（ハラスメント対策における議長等の責務）

第1項 議会におけるハラスメント事案の対応責任者を議長、副責任者を副議長とする。ただし、議長がハラスメント事案の被申立人となる場合は副議長が対応責任者の役割を担う。

第2項 議長は、別に定めるところにより、議員に関するハラスメント行為の相談に対応し、公正かつ円滑な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を置くものとする。

第7条（政治倫理委員会の設置及び招集）

第8条（政治倫理委員会の組織等）

第9条（政治倫理委員会の運営等）

政治倫理委員会の運営等は、次に掲げるとおりとする。

第1号 政治倫理委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

第2号 政治倫理委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

第3号 政治倫理委員会の議事は、非公開とする。

第4号 政治倫理委員会は、審査又は調査のため必要があるときは対象議員の出席を求め、その意見を求めることができる。また、ハラスメント事案の審査又は調査のため必要があるときは、外部有識者の出席を求め、その意見を求めることができる。

第5号 対象議員は、政治倫理委員会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。

第6号 政治倫理委員会の経過及び結果の報告は、委員長が議長、対象議員及び請求を行った議員に行う。

第7号 政治倫理委員会の経過及び結果の公表は、政治倫理委員会でその方法を随時、検討し、必要がある場合は委員長が行う。

第10条（措置）

第11条（その他）

東海市議会ハラスメント防止対策指針（案）

1 ハラスメントの定義等について

(1) ハラスメントの種別

ア パワーハラスメント（パワハラ）

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害することとなる行為をいう。

市議会においては、本会議、委員会等の会議中や会派控室等で議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為等もこれに該当する恐れが大きい。

（パワハラが疑われる事例）

- ① 議員が、職員に対して自身の政治的主張を高圧的に発言し、職員の対応を罵倒する行為
- ② 議員が、自身の要望を実現するため、短期間のうちに執拗に担当課への訪問、連絡を繰り返し、意に沿うような回答を求める行為

イ セクシャルハラスメント（セクハラ）

性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。

（セクハラが疑われる事例）

- ① 懇親会の場で、議員が他の議員や職員に対し、手を握り、キスを迫る行為
- ② 議員が、職員に執拗にLINE交換を求め、食事やデートに誘う行為

ウ マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。

（マタハラが疑われる事例）

- ① 妊娠していることを理由に、一方的に議会内の役職を外す行為

② 妊娠や出産に関する情報を他の議員に漏洩し、悪口を言う等の行為

エ その他のハラスメント

一般的に許容される限度を逸脱した街宣活動、電話、SNS、メール等の手段による誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、又は不快にさせる行為である。

(その他のハラスメントが疑われる事例)

① 根拠が不明確な風聞に基づく街宣を行い他の議員の名誉を棄損する行為

② 事実と反する内容に基づく根拠のない批判を広報紙に記載し、他の議員を誹謗中傷する行為

(2) 当事者関係

本指針が対象とするのは、議員が関係するハラスメントとする。具体的には、議員間、議員と職員間、議員と市民（一般市民）間におけるハラスメント事案である。

2 ハラスメントに関する知識習得のための取組について

(1) 研修の受講、勉強会の実施

ア 研修の受講

毎年度開催されている議員研修会において、2年間の委員任期の1年目にハラスメント防止対策研修を行う。また、必要に応じて、政務活動費を活用し、eラーニングを含め、ハラスメントに関する研修受講を推奨する。

イ 勉強会の実施

適宜、会派代表者会議等で、どのような行為がハラスメントに該当し、問題となっているか全国のハラスメント事案等から学ぶ機会を設ける。

※ 毎年度1回は対面による研修会又は勉強会が開催できるよう努めるものとする。

(2) 関係図書の精読等

ア 議会図書室におけるハラスメント関係図書の充実

ハラスメント防止に寄与する関係図書を積極的に配置し、ハラスメント関係の図書コーナーを作る他、貸出可能期間を通常の10日間から1か月間に延長し、精読を促す。

イ 全国のハラスメント事例を議員間で共有

1年に2回程度、議会事務局において収集した全国のハラスメント事案について、参考となる事例を抽出し、グループウェア等で共有する。

3 ハラスメント事案の早期発見に向けた取組について

(1) 執行部からの情報提供（議員・職員間のハラスメント把握）

年に2回（4月及び10月）、議長から市長あてに正式な依頼文を发出し、議員からの働きかけによって日常業務に支障を来たすような事例の有無について連絡票等により回答を得る方法により実施するものとする。

得られた回答については、正副議長において対応することとするが、当事者以外の議員もハラスメント予防の意識啓発に努められるよう必要に応じて全議員に周知する。

また、速やかな対応が必要となる重大事案の発生等、緊急時においては執行部からの申し入れを随時受け付けるものとする。

(2) 議会に対する電話、メール等による情報提供（議員間及び議員・市民間のハラスメント把握）

市議会ホームページ内に、議員に関するハラスメント等の情報提供用の電話番号、メールアドレス（議会事務局の直通電話番号及びメールアドレス）を掲載する。

(3) 相談窓口の設置（議員が関わる全てのハラスメント把握）

議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント被害及び目撃等についての相談を受け付ける。

4 ハラスメント事案発生後の対応について

【共通事項】

ア ハラスメント事案への対応責任者及び副責任者

対応責任者を議長、副責任者を副議長とする。なお、議長がハラスメント事案の被申立人となる場合は副議長が対応責任者の役割を担う。

イ 初期の事実確認方法

(ア) 執行部からの情報提供（議員・職員間のハラスメント把握）

(イ) 議会に対する電話、メール等による情報提供（議員間及び議員・市民間のハラスメント把握）

(ウ) 相談窓口の設置（議員が関わる全てのハラスメント把握）

【間接的な介入】

ア ハラスメント被害の申立人から被申立人に対する意思表示への助言等初期の事実確認内容に基づき、議長又は議長から指名を受けた者が、申立人に対し助言等を行う。必要に応じて、助言等を行う前に外部有識者（顧問弁護士とする）から事案の評価・分析内容を聞き取るほか、申立人が希望する場合には外部有識者から直接、申立人に対し助言等を行う。

【直接的な介入】

ア 当事者からの聞き取り等による事実確認

事案を客観的に認識するための具体的事実を確認することを目的として、外部有識者からの助言を受け、議長又は議長から指名を受けた者が当事者から聞き取り等を行う。なお、必要に応じて、外部有識者が直接、聞き取り等を行うこと及び議長等の行う聞き取り等に同席することもハラスメント対応責任者の判断で可能とする。この聞き取り等は、ハラスメント行為認定のために行うものではないため、第三者からの聞き取り、証拠の調査等は行わない。

イ ハラスメント事案深刻化を防止するための対応（注意、警告等）

当事者からの聞き取り等による事実確認を経て、一定の加害行為があると確認された場合には、議長から加害者に対して注意、警告を発する。なお、注意、警告について、口頭によるか文書によるかは、議長が判断する。また、注意、警告を発することに併せ、今後の更なる加害行為の防止のため、可能な限り当事者間の接点の減少を図るものとする。

職員が加害者、議員が被害者となる場合には、市長に対し適切な対応を別途要請する。

刑法等の犯罪行為の構成要件に該当する犯罪事実の存在が強く疑われる場合には、被害者に対し警察への被害届の提出を促す等、司法による解決を考慮する。

ウ ハラスメント事案の解決のための被害救済措置

議員が加害者となる3類型（議員間、議員から職員、議員から市民）についてのハラスメント調査及び措置を担う協議体は、政治倫理委員会で審査又は調査する。ハラスメント認定にあたり、必要に応じて外部有識者の出席又は意見書の提出を受け、審査又は調査する。職員から議員に対するハラスメント事案

の場合については、議会が他組織内の職員に対し、直接的な措置を講じることが困難であることから、議長から市長に調査・措置等の実施を要請する。被害を受けた議員は、必要に応じて執行部における調査に協力する。なお、例外として、市長がハラスメント事案の被申立人となる場合には、調査・措置等の要請は行わず、100条調査特別委員会の設置を検討する。

市民から議員に対するハラスメント事案の場合には、議長又は議長から指名を受けた者が、被害を受けた議員及び加害者である市民から聞き取り等の調査を行い、議会として対応（注意、警告等）する。

また、被害を受けた議員は、警察への相談を検討する。

ハラスメント事案発生後の流れについては、別紙、フローチャートのとおり。

5 継続的なハラスメント防止対策の実施主体について

ハラスメント防止対策プロジェクトチームを、議会運営委員会内に設置し、継続的にハラスメント対策等について協議するとともに、ハラスメント研修及び勉強会の企画・運営を行う。

6 被害者等のプライバシーの保護について

議長、副議長及び議会事務局職員等は、ハラスメント事案（ハラスメント行為が疑われる事案を含む）の申立人及び被申立人等について、調査等の過程において知り得た情報を他に漏らさない。

ハラスメント対応フローチャート

